

たぬきの毎日の 頑張りに感謝

～たぬき休むでえ～(DAY)・11月8日～

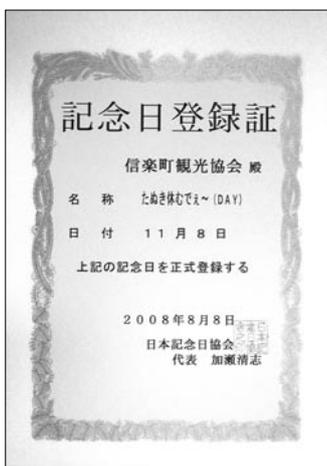


観光スポット、お店、家庭などあらゆるところで見かける信楽焼のたぬき。ユーモラスな顔立ちで日夜休まずわたしたちを癒やし続けて来ています。そのたぬきの日頃の頑張りに感謝し、1年に1度だけ休ませてあげようと、たぬきの休日「たぬき休むでえ～(DAY)」ができました。

これは、信楽町観光協会が、昭和26年に昭和天皇が信楽へお越しになった11月、たぬきが身につけている8つの開運縁起にちなんで11月8日を日本記念日協会に申請、認可されたものです。

たぬきの休ませ方はいろいろあると思います。11月8日はいつもとは違うたぬきとの接し方をしてみませんか。

※信楽町観光協会では、たぬきの休ませ方のアイデア、たぬきの休日にお手伝いしていただけるスタッフを募集しています。応募はファックスもしくはホームページから下記まで。



日本記念日協会の記念日登録証

問い合わせ・申し込み

信楽町観光協会 ☎82-2345 FAX82-2551
<http://www.e-shigaraki.org/tanuki/>

名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道を連結し、広域な道路ネットワークの中心を担うものとして構想されている名神名阪連絡道路。

この道路の早期実現にむけ昨年11月に発足された「名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会」が、早期実現を願う甲賀、土山地域の住民、企

業の14,291人の署名を集め、9月2日国土交通省を訪れ谷垣大臣に直接要望されました。

この道路が実現すれば、甲賀地域における新たな産業、経済、文化の交流や地域振興に多大な効果が期待できます。早期実現が待ち望まれます。

名神名阪連絡道路早期実現に 14,291人の声

「名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会が要望」



国県への要望に先立って中嶋市長を訪れた実現する会田村治会長(左)ら実現する会のみなさん

国民健康保険税の特別徴収10月から

医療制度改正により、10月から国民健康保険税の年金からの天引き(特別徴収)が始まります。年金支給の際に、あらかじめ保険税が年金から差し引かれます。

■対象となる方

国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、受給されている年金が年額18万円以上の方(ただし、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合)

※対象となる方については、7月に送付しています、国民健康保険税決定通知書の特別徴収の欄に記載していますのでご確認ください。

※次の①②のいずれの要件も満たす方は、申し出により、12月特別徴収分以降の保険税を口座振替で支払うことが可能となります。

- ①これまで、保険税を納期限内に納めていただいている方
- ②これからの保険税を、口座振替により納めていただける方

■平成21年度以降の納付について

保険税の納付は年金支払月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)の年6回になります。

4月、6月、8月の仮徴収期間は原則2月と同じ額をお支払いいただき、10月、12月、2月の本徴収期間は年間の保険税額から、仮徴収期間にお支払いいただいた額を差し引いた残額を3回に分けてお支払いいただけます。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

税務課 市民税係 ☎65-0679 FAX63-4574